

兵庫県フロン回収・処理推進協議会 平成 21 年度第 1 回企画委員会

と き 平成 21 年 4 月 28 日 (火) 13:30 ~ 15:00

ところ ひょうご女性交流館 302 号

1 開会

2 議事

(1) 平成 21 年度 第 1 回理事会及び通常総会の開催について

- ・事務局より内容説明
- ・各委員より特に意見等なし
- ・日程等については以下のとおりとすることとした。
(理事会) 平成 21 年 6 月 16 日 (火) 10:30 ~ 12:00
(通常総会) 平成 21 年 6 月 24 日 (水) 13:30 ~ 15:40
- ・開催内容等については事務局案のとおりとすることとした。
- ・通常総会開催に関しては、上記にて理事会に諮ることとした。

(2) 平成 21 年度 通常総会提出議案について

- ・事務局より内容説明
〔第 1 号議案〕平成 21 年度事業報告並びに収支決算に関する件
〔第 2 号議案〕平成 21 年度事業計画並びに収支予算に関する件
〔第 3 号議案〕役員の選任に関する件
- ・各委員より特に意見等なし
- ・事務局案により理事会に諮ることとした。

(3) 会員の入会に関する件

- ・事務局より内容説明
- ・各委員了解
- ・事務局案により理事会に諮ることとした。

3 その他

長期に渡る会費未納会員の取扱いについて事務局より提起

- ・会費未納の会員については、過年度分も含め事務局より納入の依頼をしているおり、期限後に納付いただいている会員もいるが、長期に渡り会費を滞納している会員も存在する。また、中には所在不明となり、請求等もできていない会員もある。
- ・規約上 3 年以上の会費の滞納があった場合、総会の議決を経て、除名ができることとなっているが、会費の滞納をもって「除名」処分を行うのが適切なかどうか判断が難しい。
- ・例えば、所在不明の場合、法人の解散と同様とみなし、退会(資格喪失)扱いとできないか。

〔意見・質疑〕

(委 員) 確かに企業にとって、「除名」処分というのは印象が悪い。まして、総会の議事として資料に名前がでるのはよくない。

本協議会はあくまで任意団体であり、会員はそれぞれの意志により加入してくれている。そういった会員が会費を滞納したからといって、果たして除名処分を受けるほどの行為にあたるのか疑問である。

(委 員) 所在不明といっても連絡がとれないだけで、実際には活動している場合もある。そういったものを解散とみなし処理するのは、規約の運用上よくないのではないか。

(事務局) 所在不明の会員の取扱いを含め、除名ではない方法で退会していただく方法を、運用ではなく、規約上も実施できるよう今後規約の改正を検討したい。

(各委員) 了解した。

4 閉会